

## 米子医療センター研修管理委員会規程

### (総則)

第一条 卒後臨床研修を効率的、効果的に実施するために米子医療センターに研修管理委員会（以下「管理委員会」という）を設置する。

### (組織)

第二条 管理委員会の構成員は、委員長、副委員長、委員とする。委員会の名簿は別表に定める。

### (委員長の業務)

第三条 管理委員会の委員長は米子医療センター院長とする。委員長は管理委員会を開催し、議長となり会を運営する。委員長は各科の研修予定を調整することができる。

### (管理委員会の業務)

第四条 管理委員会は次に掲げる事項の業務を行う。

#### (1) 研修プログラムの全体的な管理

研修プログラムの管理はプログラム統括責任者が行う。

(研修プログラム作成方針の決定や、各研修プログラム間の相互調整など)

#### (2) 研修医の全体的な管理

研修医の全体的な管理は研修医統括管理者が行う。

(研修医の募集、他施設への出向、研修医の処遇、研修医の健康管理)

(3) 研修医の研修状況の評価（研修目標の達成状況の評価、臨床研修修了の評価）

(4) 採用時における研修希望者の評価

(5) 研修後の進路について、相談等の支援を行うこと。

(6) 医師賠償責任保険及び外部の研修活動に関する事項（学会、研究会等への参加の可否及び費用負担の有無）等への提言

### (各科プログラム責任者の業務)

第五条 各科医長はプログラム責任者となりプログラムの作成、修正を行い、指導責任者となり、各科研修の最終評価を行う。指導責任者は各科で指導医を指名する事が出来る。

(指導医等の業務)

第六条 指導医等は、以下に掲げる業務を行う。

(1) 指導医は、研修プログラムに基づき直接研修医に対する指導を行う。また、研修医に対する評価を行い、プログラム責任者に報告する。

(2) 指導医とは、原則として、臨床経験7年以上で、プライマリケアを中心とした指導を行える十分な能力を有し、勤務体制上指導時間を十分にとれる者とする。この場合「臨床経験」については臨床研修の2年間を含む。尚、病理医の場合は臨床経験は病理診断経験とする。

(3) 指導医一人が指導を受け持つ研修医は2人までとする。

(研修の中断)

第七条 研修管理委員会は、医師として適正を欠く場合等研修医が臨床研修を継続することが困難であると認めた場合には、当該研修医がそれまでに受けた臨床研修について評価を行い、管理者に対し当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することが出来る。

(研修の終了)

第八条 研修管理委員会は、研修医の研修期間の終了に際し、臨床研修に関する当該研修医の評価を行い、米子医療センター院長に当該研修医の評価を報告する。この場合において、臨床研修中断証を提出し臨床研修を再開した研修医については、当該臨床研修中断証に記載された当該研修医の評価を考慮する。

別表 委員長：米子医療センター院長  
副委員長：米子医療センター副院長  
委員：統括診療部長、各診療部長及び各科医長  
協力型研修病院の研修実施責任者  
研修協力施設の研修実施責任者  
外部委員  
管理課長（事務部門責任者）

(附 則)

この規程は平成23年6月1日より適用する。

1. 研修体制・指導医に関する評価（別紙3）

2. 臨床研修中断証（別紙4）

3. 臨床研修修了証明書（別紙5）

4. 臨床研修未修了理由書（別紙6）

5. 研修医手帳（別紙7）

別紙1（総論）、別紙2（各論：基本必修科目、必修科目及び選択科のプログラム）、別紙4、別紙5及び各科での研修内容記入（形式自由）、担当した患者の病歴及び手術の要約等で構成する。